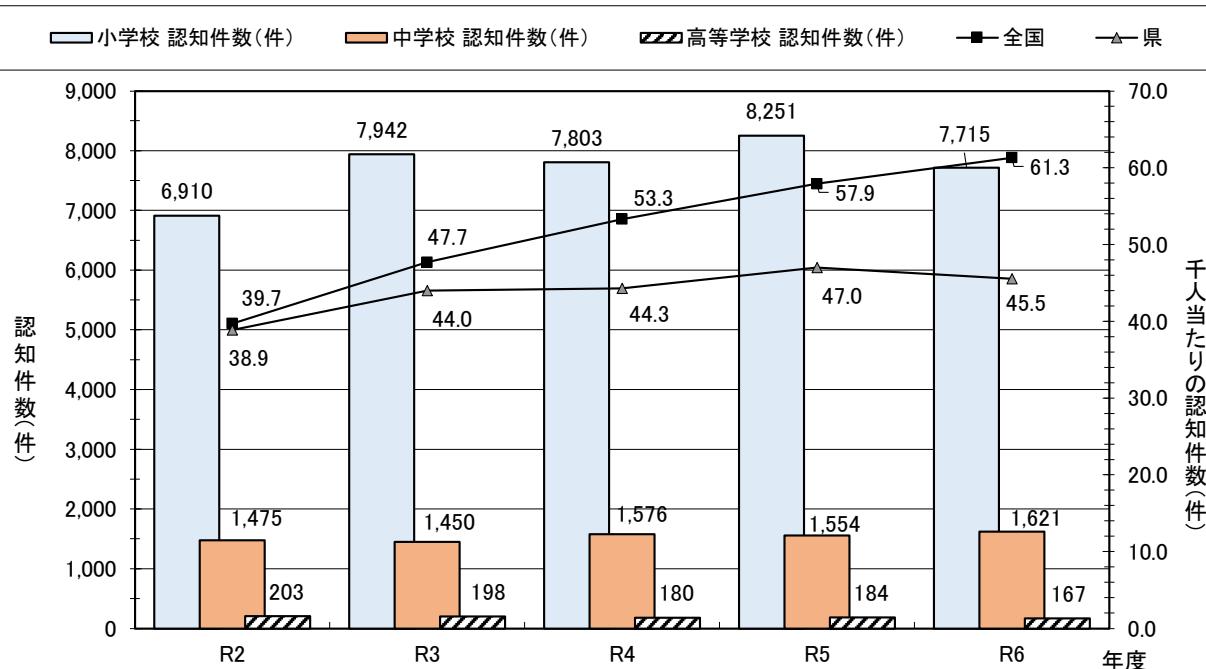


令和6年度 いじめの状況について

心の支援課

- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は、9,633件（前年度10,067件）であり、前年度より434件減少。1,000人当たりの認知件数は45.5件である。
- 学校種別では、中学校と特別支援学校の認知件数が増加し、小学校と高等学校では減少。増加の背景には、法の定義に基づき、些細と思われる事象も積極的にいじめとして認知したことや、活動がコロナ禍以前に戻り、接触機会が増加したこと等が考えられる。また、減少の背景には、児童生徒に目を配り、予防的な支援・指導を行ったこと等が考えられる。

1 校種別認知件数及び1,000人当たりの認知件数の推移



年度		R2	R3	R4	R5	R6
小学校	認知件数	6,910	7,942	7,803	8,251	7,715
	前年度増減	▲ 848	1,032	▲ 139	448	▲ 536
中学校	認知件数	1,475	1,450	1,576	1,554	1,621
	前年度増減	▲ 545	▲ 25	126	▲ 22	67
高等学校	認知件数	203	198	180	184	167
	前年度増減	▲ 122	▲ 5	▲ 18	4	▲ 17
特別支援校	認知件数	50	78	44	78	130
	前年度増減	▲ 45	28	▲ 34	34	52
合計	認知件数	8,638	9,668	9,603	10,067	9,633
	前年度増減	▲ 1,560	1,030	▲ 65	464	▲ 434
	1,000人当たりの認知件数	38.9	44.0	44.3	47.0	45.5
	県	39.7	47.7	53.3	57.9	61.3
	全国					

(注)調査対象校:県内国公私立小中高(通信制含む)特別支援学校 711校

2 いじめ発見のきっかけ

(単位:件、%)

区分		件数	令和6年度		令和5年度		
			計	構成比		計	
				県	全国		
	学校の教職員等が発見	5,158	53.5	60.9	5,554	55.2	62.5
内訳	学級担任が発見	1,506	15.6	9.3	1,684	16.7	9.2
	学級担任以外の教職員が発見	256	2.7	3.1	243	2.4	2.6
	養護教諭が発見	31	0.3	0.3	43	0.4	0.3
	スクールカウンセラー等の相談員が発見	17	0.2	0.2	19	0.2	0.2
	アンケート調査などの学校の取組により発見	3,348	34.8	48.0	3,565	35.4	50.3
	学校の教職員以外からの情報による発見	4,475	46.5	39.1	4,513	44.8	37.5
内訳	本人からの訴え	2,558	26.6	19.6	2,616	26.0	19.4
	本人の保護者からの訴え	1,272	13.2	13.9	1,222	12.1	12.8
	他の児童生徒からの情報	451	4.7	3.9	472	4.7	3.7
	他の保護者からの情報	166	1.7	1.4	179	1.8	1.3
	地域の住民からの情報	4	0.0	0.1	6	0.1	0.1
	学校以外の関係機関からの情報	19	0.2	0.2	14	0.1	0.2
	その他 (匿名による投書など)	5	0.1	0.1	4	0.0	0.1
	計	9,633	100.0	100.0	10,067	100.0	100.0

(注)構成比については、各区分における「いじめ認知件数の総数」に対する割合を示す。

3 いじめの態様 (複数回答)

(単位:件、%)

区分		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計	構成比	
							県	全国
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる		4,516	1,085	104	53	5,758	59.8	58.5
仲間はずれ、集団による無視をされる		1,148	208	23	6	1,385	14.4	11.6
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする		1,863	235	13	24	2,135	22.2	22.4
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする		556	62	11	2	631	6.6	6.8
金品をたかられる		70	16	3	1	90	0.9	1.0
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする		508	88	15	4	615	6.4	5.4
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする		510	102	13	37	662	6.9	11.2
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる		83	120	21	7	231	2.4	3.6
その他		291	38	15	3	347	3.6	3.8
計		9,545	1,954	218	137	11,854		

(注)構成比は、各区分における「いじめ認知件数の総数」に対する割合を示す。

4 いじめの解消の状況

(単位:件、%)

区分	件数	構成比	
		長野県	全国
解消済み ※1	7,877	81.8	76.1
取組中	1,745	18.1	23.7
その他 ※2	11	0.1	0.2
計	9,633	100.0	100.0

※1:解消済み(下記2項目を満たして解消となる)

①被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続。

②被害児童生徒本人及びその保護者に対する面談等により、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことが認識できる。

※2:就学校の指定変更、転学や退学等で一定の人間関係が解消等

5 いじめ重大事態

(単位:件)

区分	長野県	全国
発生学校数	11	1,255
発生件数	11	1,405
1号重大事態	6	768
2号重大事態	7	897
1,000人当たりの発生件数	0.05	0.11

(注)調査対象校:国公私立小中高(通信含)特別支援学校 711校

・第1号重大事態とは、「いじめ」により当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

・第2号重大事態とは、「いじめ」により当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

・1件の「重大事態」が、第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

現在および今後の取組等について

いじめ未然防止及び早期対応の推進に向けた体制構築と相談支援体制の充実

□ いじめの未然防止及びいじめの重篤化を防ぐ取組

長野県のいじめ対応マニュアルを、全ての学校と市町村教育委員会に周知し、適切な対応と体制づくりに向けた取組を推進する。

「いじめ防止対策推進法」に基づいていじめを積極的に認知し、いじめに対する組織的な対応を推進し、いじめの早期対応、早期解決を図る。また、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省）」及び「いじめ防止等のための基本的な方針（長野県）」に沿ったいじめ防止対策を各学校が適切に実施できるよう、体制の整備と研修機会の充実を図る。

□ 心理・福祉等の専門家と連携した「チーム学校」の取組

・スクールカウンセラーによる相談体制の充実や予防的取組

すべての公立小中学校に配置、特別支援学校、高等学校に派遣し、臨床心理の専門性に基づく心のケアを行うとともに、課題予防的生徒指導、授業参観・行動観察等による早期発見・早期対応等の予防的な取組を実施する。また、子どもの居場所での相談支援やオンラインを活用したカウンセリングを実施する。

・スクールソーシャルワーカーによる子どもを取り巻く環境等の改善と関係機関との連携

教育事務所に配置し、児童生徒を取り巻く環境等の改善を図る。市教育委員会へ派遣し、要保護児童対策地域協議会との連携や学校訪問などのアウトリーチ支援を積極的に実施する。

□ 教育相談体制の充実(SC・SSWによる支援を除く)

・24時間子どもSOSダイヤル（学校生活相談センター）による相談

学校生活の悩みについて児童生徒、保護者からの24時間電話相談に対応する。

・LINE相談事業「ひとりで悩まないで@長野」

対面や電話では相談しづらい児童生徒のために、LINEアプリを利用した相談を通年で実施する。

・1人1台端末（学習用タブレット）を活用した相談支援体制の確立

1人1台端末からつながる相談フォームの活用推進や、「心の健康観察」の取組支援、子どもが検索した深刻な悩みに関連する言葉に応じた相談窓口やセルフケアに関する情報をプッシュ型で届ける「SOSフィルター」の導入推進等、児童生徒が相談機関に繋がり、早期対応につなげる支援体制づくりを推進する。

・SOSの出し方に関する教育

児童生徒が、心身の危機的状況に対し、援助希求行動ができるようにすることや、身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにするための取組を推進する。

・高等学校ソーシャルスキルトレーニング等活用事業

コミュニケーション能力の向上や、教職員の生徒への支援力、並びに、生徒自身の自己肯定感や自己有用感を高め、学校における人間関係づくりを促進する。